

参加者を募集します 松前町ふれあい健康マラソン大会

- ▼日時 12月6日(日) 9時～
- ▼小雨決行(予備日12月20日)
- ▼集合場所 松前浄化センター
- ▼コース 塩屋海岸沿岸道路
- ▼種別 ①ふれあいコース(2km)
小学生男子の部(4年生以上)
小学生女子の部(4年生以上)
中学生女子の部
ファミリーの部
- ▼参加資格 町内に在住・在勤・
・高校生以上の男女
・中学生男子
・小学生男子(5km)
・小学生女子(3km)
- ※小学3年生以下は、ファミリーの部に親子で参加してください。
- ②ふれあいコース(3km)
・中学生男子
- ③挑戦コース(5km)
・高校生以上の男女
- ▼参加資格 町内に在住・在勤・



- 在学している健康な人
- ▼申し込み方法 社会教育課、松前公園、文化センター、東・西・北公民館にある申込書に必要事項を記入し、社会教育課に提出してください。
- ▼締め切り 11月20日(金) 17時
- ☎ 社会教育課社会体育係
☎ 985-4138

10月から対象拡大 病児保育が小学校6年生まで利用できます

病児保育は、学校などに行くことができない状態にない子どもを、日中仕事などにより家庭で面倒を見ることができない保護者に代わり、保育看護するものです。

この病児保育は、今まで小学校3年生までが対象でしたが、10月から小学校6年生まで利用できる

ようになりました。

実施施設は、キッズハウス(むかいだ小児科)です。利用料など、詳しくはお問い合わせください。

☎ キッズハウス(むかいだ小児科)
☎ 985-3929
福祉課児童福祉係
☎ 985-4114

参加者を募集します 血管いきいき糖尿病予防のつどい

- 糖尿病は腎症、網膜症、神経障がいなどの合併症を引き起こす病気です。予備群の段階から、動脈硬化を引き起こし、脳卒中、心筋梗塞となるリスクを高めます。
- 予備群や血糖値が高めと言われる人は、ぜひ参加してください。
- 【第1回】
- ▼日時 10月16日(金) 9時30分～12時
 - ▼場所 福祉センター集會室
 - ▼内容 講義「聞いてナッ得!」
「できることから始めよう糖尿病予防」
「糖尿病予防の基礎知識」
 - ▼講師 医師 宮岡弘明先生
- 【第2回】
- ▼日時 10月27日(火) 10時～12時
 - ▼場所 松前公園体育館アリーナ
 - ▼内容 運動実技「糖尿病予防のための運動」
 - ▼講師 ヘルスフィットネスインストラクター 井門恵理子さん
 - ※その他、第2回と同じ実技を2回、糖尿病予防のための栄養の講義・調理実習を1回行う予定です。
- 【共通事項】
- ▼対象 74歳以下で糖尿病予備群や血糖値が高め人(通院者は除く)
 - ▼申し込み方法 健康課保健センター係に電話してください。
 - ▼締め切り 10月14日(水)
 - ☎ 健康課保健センター係
☎ 985-4118

40歳から始めるロコモ予防 ロコモ予防教室 参加者募集

- ロコモティブシンドローム(ロコモ)は、骨、関節や筋肉などの運動器が衰え、「立つ」「歩く」などの動作が難しくなり、介護が必要になるリスクが高い状態のことをいいます。
- 運動器は40歳ころから衰え始めます。若いうちに対策して、自立したシニアライフを送るためにも、今できることから始めてみませんか。
- ▼日時 11月4日(水)、11月18日(水)、12月2日(水)、12月16日(水) 10時～11時30分(受け付け9時30分)
 - ▼場所 松前公園体育館アリーナ
 - ▼内容 ロコモ予防のための姿勢、歩行、バランス、筋力の機能向上(改善)のための運動実技と講義
 - ▼講師 ヘルスフィットネスインストラクター 井門恵理子さん
 - ▼対象 おおむね64歳以下で、ロコモを予防することに興味のある人、骨粗しょう症や変形性膝関節症のリスクがある人
 - ※医療機関で治療中の人は、必ず主治医と相談してください。
 - ▼定員 30人(先着順)
 - ▼申し込み方法 健康課保健センター係に電話してください。
 - ▼締め切り 10月20日(火)
 - ☎ 健康課保健センター係
☎ 985-4118

インフルエンザ予防接種を受けよう

接種後、抵抗力がつくまで2週間程度かかるといわれていますので、12月中旬までに受けることをおすすめします。次の対象者には、予防接種の費用を助成します。

＜64歳以下の国民健康保険加入者＞

- 助成対象者 接種日に国税の滞納がない世帯の64歳以下の人(右記◎の対象者は除く)
- 助成方法 医療機関で接種後、費用の一部を現金で支払い
- 助成額 1人 1,000円
- 助成回数 年度内 1人1回
- 請求期限 接種を受けてから6カ月
- 請求に必要な物 ①医療機関が発行した領収書(予防接種名、接種者の氏名、料金などが明記してあるもの。金額だけのレシートは不可) ②保険証 ③印鑑(朱肉を使うもの)
- 申請方法 請求に必要な物を持って、保険課医療保険係へお越しください。

＜65歳以上の人＞

◎60～64歳で心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい(身体障がい者手帳1級相当)がある人を含む

- 助成対象者 町内に住民票のある人
- 助成方法 県内の協力医療機関に事前に予約して接種(接種券は医療機関にあり)。その際に個人負担のみ支払い
- 個人負担 1,000円(生活保護などの支援給付を受けている人は個人負担金は不要。事前に福祉課で必要書類をもらってから接種に行くこと)
- 助成回数 下記期間内 1人1回
- 助成期間 10月15日(金)～12月31日(金)
- 接種時に必要な物 保険証など住所、氏名、年齢が確認できるもの(◎に該当する60～64歳の方は、身体障がい者手帳または医師の診断書)

(64歳以下の国保加入者の接種のこと)

- ☎ 保険課医療保険係 ☎ 985-4107
- (65歳以上の接種のこと)
- ☎ 健康課保健センター係 ☎ 985-4118



糖尿病の可能性があるかなど、自分の体の状態を知るには、健診を受けることが有効です。

そこで、今回は医師の観点から見た、健診に合わせて行う「自己管理のすすめ」を紹介します。

interview

人は古代より食べることが一番重要で、そのために歩き、走り、闘ってきました。しかし、現代ではおいしいものがあふれ、お腹いっぱい食べることに慣れていています。食べ物を得るために歩く必要がなくなったことで、体は気力を失っているのです。

少しだけ我慢することで、体にムチを入れましょう。腹八分目にし、しんどくても歩き、余計なことは考えずにぐっすり眠ることが、健康寿命を延ばす秘訣です。諏訪中央病院名誉院長である鎌田實先生の「がんばらない」「あきらめない」は、無理しなくていいから適度に頑張りましょうというメッセージなのです。



高瀬内科胃腸科
高瀬泰造先生

町制60周年記念 第40回まさき文化祭

▼日時 10月24日(土) 10時～16時30分、25日(日) 10時～16時
 【文化センター広域学習ホール】
 ▼24日
 ・オープニングセレモニー
 ・元「ためしてガッテン」演出担当デスク北折一さんの記念講演



●演題 「ガッテン流！健康法の極意」
 ー文化・芸能活動で生き生き人生ー



・芸能発表

▼25日
 ・マジックショー、ゴスペルライブ
 ・芸能発表、お茶席
 【文化センター2・3階】
 ▼24、25日 作品展示会
 【庁舎前駐車場】
 ▼25日 フリーマーケット
 【総合福祉センター】
 ▼24日 福祉ふれあいフェア

※文化祭で行っていた「まつまへまさき物産展」と「ふるさとフェスタ」は、11月14、15の両日で開催される「たわわ祭」で行います。
 〓 社会教育課生涯学習係
 ☎ 985-4135

投票日 11月29日(日) 松前町長選挙を行います

12月10日任期満了に伴う松前町長選挙を11月29日(日)に行います。
 【有権者の皆さんへ】
 町の代表を選ぶ選挙です。必ず投票しましょう。詳細は、次号の広報に掲載します。
 【立候補予定者の皆さんへ】
 事前説明会を行います。立候補

予定の関係者は必ず出席してください。準備の都合上、立候補予定者1人につき、説明会参加者は2人以内とさせていただきます。
 ▼日時 11月4日(水) 10時～
 ▼場所 役場2階大会議室
 〓 松前町選挙管理委員会
 ☎ 985-4132

平成26年度 松前町財政健全化指標 町の財政は健全です

平成26年度の健全化判断比率と資金不足比率をお知らせします。これらの比率が低いほど、自治体の財政状況は健全です。

◆健全化を判断する比率 (単位：%)

指標	松前町	早期健全 (国の基準) イエローカード	財政再生 (国の基準) レッドカード	備考
実質赤字比率 (一般会計に対する赤字の割合)	—	14.26	20.0	3億2,756万5千円の黒字
連結実質赤字比率 (全会計に占める赤字(または資金の不足額)の割合)	—	19.26	30.0	14億5,204万4千円の黒字
実質公債費比率 (収入に占める借金返済額の割合)	11.4	25.0	35.0	前年度 12.1%
将来負担比率 (将来にわたる実質的な負債の割合)	92.8	350.0		前年度 89.4%

※実質収支と連結実質収支が黒字のため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、—で表示されます。

◆資金不足の比率 (単位：%)

区分	資金不足比率	経営健全
水道事業会計	—	20.00
公共下水道事業特別会計	—	

※事業の規模に対する資金不足額が無いため、資金不足比率はありません。

【解説】松前町は国の定めた基準よりも比率が低く、イエローカードに当たる早期健全化団体(公営企業については経営健全化団体)とレッドカードに当たる財政再生団体に該当しません。
 このように健全な町の財政ですが、この状態が将来にわたって保障されているわけではありません。今後も財政運営に厳しい姿勢で臨み、健全財政の維持に取り組めます。
 〓 財政課財政係
 ☎ 985-4101

公共施設に関するアンケートにご協力を

町内の公共施設や道路などのインフラ施設は、一斉に老朽化の時期を迎えています。そこで、町が保有する全ての公共施設を対象に「松前町公共施設等総合管理計画」を策定します。

●公共施設等総合管理計画って？
 現在、町では、下に記載したように多くの施設を保有しています。そこで、長期的な視点で公共施設の統廃合などの総合的な管理の基本的な考え方を決定するため計画を策定します。計画では、施設の老朽化や利用状況、今後の人口状況、施設維持や更新にかかる費用や財源などを検討します。

▶町の施設の状況
 ・公共施設 約100施設
 ・道路延長 約18.3 km
 ・橋 201本
 ・上下水道管延長 約19.2 km
 ・下水道管延長 約4.2 km



●アンケートにご協力を
 計画の策定にあたり、アンケート調査を行います。調査票が届いた人は、ご協力をお願いします。
 ▼対象者 18歳以上の無作為に抽出した千人
 ▼送付時期 10月下旬
 〓 財政課財産管理係
 ☎ 985-4232

10月19日～25日は行政相談週間 特別行政相談所を開設します

行政に関する苦情や要望などを中立的な立場から解決にあたるのが行政相談です。
 行政相談週間に合わせ、特別行政相談所を開設します。予約不要、相談無料で、秘密は厳守します。
 ▼日時 10月20日(火) 10時～15時

▼場所 西公民館
 ▼相談員 行政相談委員 鳥谷太紀勇さん、三好健二さん
 ※定例の行政相談を毎月1回行っています。詳しくは「まさきお役立ちカレンダー」をご覧ください。
 〓 総務課危機管理係
 ☎ 985-4103

町県民税・各種保険料(税)の特別徴収 10月から本徴収が始まります

町県民税・各種保険料(税)を特別徴収(年金天引き)で納めている人は、10月から本徴収が始まります。今まで普通徴収だった人も、10月から特別徴収が始まる人もいます。対象者には、6～7月に通知書を送っていますので確認してください。特別徴収は翌年度以降も引き続き行われ、平成28年度4・6・8月に納める額は、27年度2月に納める額と同額です。
 〓 税務課町民税係(町県民税・国保税)
 ☎ 985-4110

支払月	27年度						28年度		
	4	6	8	10	12	2	4	6	8
徴収区分	仮徴収 または 普通徴収						特別徴収 (本徴収) 27年度税 (保険料)額 ー徴収済額		
							特別徴収 (仮徴収) 27年度2月 に納める額 と同額		

保険課保険料係(介護保険料・後期高齢者医療保険料)
 ☎ 985-4227

国民年金保険料 5年の後納制度が始まります

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料が納付できる「5年の後納制度」が、10月から始まります。この制度は、平成30年9月までの3年間限りで、22年10月以降の未納の保険料を納付できます。この制度により年金の受給資格が得られたり、将来の年金額を増やしたりできます。ただし、老齢基礎年金受給者(65歳以上で受給

権がある人を含む)は対象外です。※9月30日終了の「10年の後納制度」を申し込み、22年10月以降を納付していない人で、納付を希望する場合は、「5年の後納制度」で再度申し込みが必要です。
 〓 松山西年金事務所国民年金課
 ☎ 925-5175
 町民課住民係
 ☎ 985-4106

10月1日は浄化槽の日です

「浄化槽の日」は、浄化槽の設置や管理方法などを定めた浄化槽法が、昭和60年10月1日に全面施行されたことにより制定されました。

●浄化槽の適正な維持管理を

合併浄化槽は、町の水環境保全のために重要な施設です。微生物が分解する働きを利用して、台所やトイレなどから出る汚水をきれいにしています。

現在販売している合併浄化槽は、単独浄化槽に比べ性能が格段によく、下水処理場の二次処理と同程度の処理ができます。しかし、

適正な維持管理を行わないと、汚れた水が流れ出します。

管理者は、法律で義務付けられている①保守点検②清掃③法定検査を忘れずに行いましょう。

●公益社団法人愛媛県浄化槽協会

☎925-2661

●浄化槽設置整備事業補助金

町は、下水道事業認可区域外の地域で合併浄化槽を設置するときに、工事の一部を補助しています。詳しくは、お問い合わせください。

●上下水道課下水道業務係

☎985-4126

国勢調査の調査票は提出しましたか



国勢調査は、少子高齢化社会の日本の未来を描くため、社会福祉、雇用施策や防災対策などで役立てられる大切な調査です。平成27年10月1日現在、日本に住んでいる全ての人を対象に行います。

調査票は、10月7日(水)までに、調査員に直接提出するか調査票に同封の封筒で郵送してください。

調査票が届いていない場合は、

財政課までお問い合わせください。

調査内容は、統計の作成に関連する目的以外には使用しません。

●国勢調査コールセンター

10月31日までの8時～21時

☎0570-07-2015

(IP電話の場合)

☎03-4330-2015

財政課統計電算係

☎985-4101

平成28年度採用 看護師 伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合職員募集

【採用試験について】

▼試験日時 11月21日(土) 9時～

▼試験会場 伊予市・伊予郡養護老人ホーム和楽園(大溝96-1)

▼試験方法 作文試験・口述試験

▼試験区分 看護師

▼採用予定人数 1人

▼職務内容 養護老人ホームにおいて、入所者の看護業務に従事

▼受験資格

①日本国籍を有する人

②地方公務員法第16号各号のいずれにも該当しない人

③昭和31年4月2日以降に生まれた人

④看護師免許または准看護師免許取得者(平成28年3月末日までに取得見込みの人を含む)

【申し込みについて】

▼申し込み方法 必要書類を入れた封筒の表に「和楽園受験」と朱書きし、簡易書留で役場総務課へ送ってください。

《必要書類》

①履歴書(A版サイズ市販のもの)

②免許・資格証の写し(または取得見込証明書)

③写真2枚(パスポート申請用のものと同規格(縦45ミリ、横35ミリ)で3カ月以内に撮影された写真)

※1枚は履歴書に貼り、1枚は必要書類に添えて送ってください。

④返信用封筒(長形3号サイズ。あなたの宛先を明記し、82円切手を貼ったもの)

※申し込み受け付け後、受験票を交付します。11月6日(金)までに受験票が届かない場合は、役場総務課へ連絡してください。

▼受付期間 10月5日(月)～10月16日(金)(10月16日必着)

※勤務条件など、詳しくは町ホームページで確認してください。

☎(受験手続きのこと)

総務課職員係

〒791-3192

伊予郡松前町大字筒井631

☎985-4113

(業務内容:勤務条件などのこと)
伊予市・伊予郡養護老人ホーム
和楽園

☎984-1265

●看護師(パート)を募集中

現在、和楽園で看護補助業務を行う看護師(パート)を1人、募集しています。詳しくは、和楽園(☎984-1265)までお問い合わせください。